

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度
専門医生涯教育細則

令和3年4月 制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第4条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)が生涯教育として実践すべき自己研鑽の内容、および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う専門医更新資格の審査・認定等に関する諸規定を定めるものである。

第2章 専門医生涯教育

(共通講習)

第2条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域のみならず全領域の専門医が習得すべき共通事項の講習を受講しなければならない。

2. 共通講習は、一般社団法人日本専門医機構(以下、機構という)が開催する講習の他に、各施設、団体、学術集会(地方会、研究会等を含む)などで実施される。
3. 形成外科領域関連学会で実施される共通講習は、学会に申請し、制度第4条5項および本細則第13条に定める専門医生涯教育委員会(以下、委員会という)の審査・認定を受けたのち、学会が機構に報告する。

(領域講習)

第3条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域に関する講習を受講し、自己研鑽に努めなければならない。

2. 領域講習は、学会に申請し、委員会の審査・認定を受けたものでなければならない。

(学術活動)

第4条 専門医は、生涯教育の一環として学会が認定する学術集会への参加・発表、学術雑誌等での発表などの学術活動を行うことにより、自己研鑽に努めなければならない。

2. 前項に該当する学術集会および学術雑誌等は別表1に定める。

(その他の社会活動)

第5条 専門医は、形成外科領域の診療以外に、生涯教育の一環として専門知識・専門技能を活かした社会活動に参加することが求められる。

第3章 専門医更新基準

(生涯教育に対する単位)

第6条 専門医は、本細則第2条から第5条に定める専門医生涯教育の実施により、専門医更新基準としての単位を与えられる。

(更新時必要単位数)

- 第7条 専門医は、5年の更新期間に最低50単位を取得しなければならない。
2. 50単位の内10単位は、所定の診療記録により示される形成外科診療実績をもって認定される。
 3. 前項にかかわらず、3回以上更新を行った専門医は、4回目以降の更新審査において診療実績を免除され、更新時の必要単位数を40単位とする。

(必要講習単位数)

第8条 専門医は5年の更新期間に、本細則第2条に定める共通講習のうち医療倫理、医療安全、感染対策の3つの必修講習を各々1単位以上取得しなければならない。

2. 専門医は5年の更新期間に、本細則第3条に定める領域講習を15単位以上取得しなければならない。

(学術・社会活動単位)

第9条 専門医は5年の更新期間に、学術活動及びその他の社会活動により6単位以上を取得しなければならない。

2. 学術活動における単位数は別表1に定める。

(学術集会登録審査)

第10条 本細則第4条2項以外の学術集会(研究会、研修会等を含む)は、委員会による学術集会登録審査を事前に受け、参加実績・発表実績を専門医更新基準としての単位とすることができる。

2. 学術集会登録審査は、本細則第16条に定める専門医更新審査会で行われ、当該集会から提出された所定の申請書類に基づき学術活動としての単位数を決定する。
3. 学会は、理事会の承認を経て前項の学術集会を登録、公示し単位数を付記する。
4. 前項の学術集会は、3年毎に当該学術集会の開催状況を委員会に報告する。
5. 前項開催状況の審査で問題を指摘された学術集会は、翌年も開催状況の報告を行い、再度問題を指摘された場合、当該学術集会の登録を取り消す。

(学術集会での講習受講単位)

第11条 本細則第4条2項および前条にて認定された学

術集会の主催者は、専門医の生涯教育に資するプログラムを企画した場合、本細則第2条に定める共通講習、もしくは第3条に定める領域講習として学会に申請することができる。

2. 前項に定める申請は、学術集會会期の3か月前までに、所定の審査料を納付するものとする。

3. 委員会は申請のあったプログラムを、機構が示す基準に基づき審査し単位数を決定する。

(学術集會以外での講習受講単位)

第12条 学術集會以外で開催される実習講習やe-learningなどに関しては、別途委員会が審査し、単位を決定する。

第4章 専門医生涯教育委員会

(構成)

第13条 委員会は、委員長1名、委員15名程度で構成される。

2. 理事長は委員長を指名する。委員長は委員を指名し、理事会の承認を得る。

3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議決)

第14条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、専門医更新審査会では委任状を認めない。

2. 議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(業務)

第15条 委員会は以下の業務を行う。

- 1) 専門医資格更新審査
- 2) 専門医更新基準の審査
- 3) 専門医資格取り消しに関わる調査・報告
- 4) その他専門医の生涯教育に関わる事業に関する業務

第5章 専門医資格更新審査会

(開催)

第16条 委員長は、専門医資格更新審査会を年に1回開催する。

(提出書類)

第17条 専門医は専門医資格を維持するために、審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

(更新審査の留保)

第18条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により生涯教育を実践できない期間があれば、制度第4条にかかわら

ず、更新審査の留保を申請することができる。

2. 委員会は、専門医資格更新審査において留保理由が妥当と認めた場合、申請のあった専門医に1年間の留保期間を与える。

3. 前項の留保期間中は、専門医資格は維持される。

(更新単位の上限)

第19条 委員会は、共通講習受講による取得単位のうち10単位までを更新単位として認定する。

2. 委員会は、領域講習受講による取得単位のうち31単位までを更新単位として認定する。

3. 委員会は、学術活動・その他の社会活動による取得単位のうち15単位までを更新単位として認定する。その内、学術集會参加による更新単位は、6単位を上限とする。

(専門医資格の更新)

第20条 委員会は、審査結果を理事長に報告し、理事長は更新の有資格者を機構に報告する。専門医の更新資格は、機構の二次審査を経て認定される。

2. 学会は、機構からの審査結果をすみやかに更新申請者に通知し、専門医登録原簿に登録する。

3. 機構は、専門医資格更新者を登録し、専門医認定証を再交付する。

(専門医資格の停止・喪失)

第21条 更新審査時に専門医更新基準を満たしていないものは、専門医資格を停止する。続く2年で専門医資格を更新できない場合は専門医資格を喪失する。停止期間中の更新申請資格は維持される。

(専門医資格の取り消し)

第22条 委員会は、前条により専門医資格を喪失したものを理事長に報告する。

2. 委員会は前項に加え、以下のいずれかに該当すると思われるものを調査、確認し、専門医資格喪失者として理事長に報告する。

- (1) 専門医資格を返上したもの
- (2) 学会での会員資格を喪失したもの
- (3) 専門医資格の認定につき過誤があったもの
- (4) 専門医認定審査および専門医更新審査における提出書類に虚偽の記載があったと認められたもの
- (5) 専門医認定試験において不正があったと認められたもの

3. 前2項に該当するものは、理事会と社員総会の承認を経て専門医資格を取り消される。

4. 理事長は、専門医資格の取り消しを機構に報告する。学会は、専門医登録原簿よりその名を削除し、公示する。

(再認定)

第23条 前条により専門医資格を取り消されたものが、再び専門医の資格を取得する場合は、本制度専門医認定

細則に従う。

(専門医認定証の再発行)

第24条 専門医認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には機構に申請する。

(異議の申し立て)

第25条 単位認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、単位の認定あるいは機構による専門医更新の審査結果を理事長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

2. 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事長に報告する。

第6章 細則の変更手続き

(改廃)

第26条 この細則の改廃は、理事会において行う。

別表)

資格更新のための学術業績基準一覧表

項目	旧基準点数	新基準単位数
学術集会出席		
日本形成外科学会 学術集会	15	3
日本形成外科学会 基礎学術集会	15	3
国際形成外科学会	10	2
各地区形成外科学会 学術集会	8	2
*関東形成外科学会は3月開催の東京地方会がこれに該当		
国際口蓋裂学会	8	2
国際手外科学会	8	2
国際頭蓋顔面外科学会	8	2
国際熱傷学会	8	2
国際美容外科学会	8	2
国際マイクロサージャリー学会	8	2
世界創傷治療学会連合学会	8	2
*2012(H24)年度開催分のみ承認		
東洋美容外科学会 [OSAPS]	8	2
*2010(H22)年度開催分より承認		
日韓国際形成外科学会	8	2
日中形成外科学術交流会	8	2
その他の国際形成外科学会	8	2
*アフリカ・中東・中南米・ヨーロッパ諸国など		
国際形成外科学会アジア太平洋地区会議 [IPRAS・AFS]	8	2
各国の形成外科学会総会	8	2
各地区形成外科学会 下部組織の地方会・地方会	6	2
*組織：支店地方会、東海地方会など		
日本形成外科学会 学術講習会	6	2
日本医学会総会	6	2
日本下肢救済・足病学会	6	2
*2014(H26)年度開催分より承認		
日本救急医学会	6	2
日本形成外科手術手技学会	6	2
*母：日本形成外科手術手技研究会		
2010(H22)年度開催分より6点で承認		
1996(H8)年度～2009(H21)年度開催分は3点で承認		
日本口蓋裂学会	6	2
日本再生医療学会	6	2
*2013(H25)年度開催分より承認		
日本職業・災害医学会	6	2
日本褥瘡学会	6	2
日本先天異常学会	6	2
日本創傷外科学会	6	2
日本創傷治療学会	6	2
日本手外科学会	6	2
日本頭蓋顔面外科学会	6	2
日本頭蓋底外科学会	6	2
日本頭頸部癒着学会 *母：日本頭頸部癒着学会	6	2
日本乳房オンコプラスティックサージャリー学会	6	2
*2013(H25)年度開催分より承認		

項目	旧基準点数	新基準単位数
日本熱傷学会	6	2
日本皮膚悪性腫瘍学会	6	2
日本美容外科学会 [JSAPS]	6	2
*総会：学術集会は6点、学術集会のみのみ場合は3点 (学術集会のみは0)		
日本フットケア学会	6	2
*2018(H30)年度開催分より承認		
日本マイクロサージャリー学会	6	2
日本臨床皮膚外科学会	6	2
日本レーザー医学会	6	2
*2011(H23)年度開催分より6点承認		
2008(H20)年度～2010(H22)年度開催分は4点で承認		
日本顔面神経学会	6	2
*母：日本顔面神経研究会		
関連学会研修会	4	1
日本医師会生涯教育講座	4	1
複数施設の合同研究会	3	0
その他特に委員会が認めたもの	別表参照	0または1

学会発表	旧基準点数	新基準単位数
	整頁(共頁:2名まで)	筆頭(第一共同)・ 司会または議長
日本形成外科学会 講習会 (講師)	8	1
日本形成外科学会 学術集会 (特別講演、教育講演)	8	1
関連学会 (特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッション)	8	1
日本形成外科学会	6(2)	1
国際形成外科学会	6(2)	1
委員会承認の関連国際学会	6(2)	1
委員会承認の関連学会(学術集会出席の項に記載のもの)	3(1)	1
各地区形成外科学会 学術集会	3(1)	1
各地区形成外科学会 地方会	3(1)	1
その他委員会が認めた学会・研究会(別表参照)		1

論文・原著・著書掲載誌	旧基準点数	新基準単位数
	整頁(共頁:2名まで)	筆頭(共頁)
日本形成外科学会 会誌	12(3)	2(1)
雑誌：形成外科 *成書出版 発行	12(3)	2(1)
委員会承認の関連学会誌	12(3)	2(1)
外国で発行の形成外科専門誌	12(3)	2(1)
関連著書(学術的なもの、医家向けのもの)	12(3)	0
その他の学術雑誌(定期刊行され表紙のあるもの)	8(2)	2(1)

その他診療以外の学術活動実績	新基準単位数
日本形成外科学会会誌の査読(1編につき)	1
委員会承認の関連学会誌の査読(1編につき)	1
専門医試験問題作成、試験委員、監督などの業務(1年度につき)	1